

札幌おおとり会 会則

1. 名称

本会は「札幌おおとり会」と称し、この団体を次の所在地に置く。
札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル4階宮島社会保険労務士事務所内。

2. 目的

本会は札幌市及び周辺市町に居住する旧制弘前高等学校及び弘前大学卒業生を会員とし、会員相互の理解と親睦を図る事を目的とする。

3. 役員

- (イ) 本会は役員として会長1名、副会長1名、幹事長1名、副幹事長1名、会計監査1名及び幹事10名以内を置く。
- (ロ) 会長は本会を代表して会務を処理する。会長は総会に於いて会員の互選により選出する。他の役員については会長より指名委嘱する。
- (ハ) 幹事のうちより会計幹事1名を置く。
- (ニ) 役員任期は2年として重任を妨げない。
- (ホ) 本会の功労者を相談役に推薦する。

4. 会計

- (イ) 本会の会費は年2,000円とし、臨時会費は必要に応じて徴収するものとする。
- (ロ) 会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日までの1か年とする。
- (ハ) 会計報告は総会に於いてこれを行なう。

5. 総会

総会は年一回開催を原則とし、臨時総会及び役員会は会長が必要に応じてこれを招集することができる。

6. その他

年会費納入を2年間未納した会員に対しては、本会の行事等の案内を文書で行わず、インターネットにより通知をする。

7. 設立年月日

本会の設立年月日は、昭和24年4月1日とする。

8. 会則の改廃

本会則の改廃は総会に諮り、総会出席会員の過半数の承認をもって行なう。

会則制定 2013年7月5日

会則改訂 2016年7月8日

会則改訂 2020年7月10日